

平成30年2月

御杖村地域おこし協力隊 募集要項

あなたが地域おこしの担い手です！
自然と歴史が調和する御杖村で、地域活性化に共に取り組みませんか

御杖村では、地域活性化と魅力創造を推進していくため
「御杖村地域おこし協力隊」を新たに4名募集します
御杖村と地域の人々、そして活動中の協力隊の仲間たちと共に
御杖村を盛り上げましょう！

【御杖村って？】

御杖村は、奈良県の東端、三重県との県境に位置し、四季の彩りが感じられる豊かな自然と、お伊勢参りに行く旅人の宿場町として栄えた歴史情緒あふれる景観が魅力の山村です。

御杖村の名は、その昔、第11代・垂仁天皇の皇女、倭姫命が、天照大神を奉じる候補地を求め、御杖村を訪れた際、その印として自らの「杖」＝“御杖”を残したという伝説に由来しています。



(野菜収穫中の隊員)



(現在5名の隊員が活動中)

◇ 募集内容

(1) 農業部門 3名

① 募集背景

御杖村では、冷涼な気候に適した「ほうれん草」をはじめとする葉物野菜を栽培する農業が基幹産業となっていました。近年の高齢化や人口流出に伴い、担い手不足が深刻な問題となっています。そこで、御杖村に長年受け継がれてきた基幹産業を支え、地域を盛り上げるため、農業に従事していただける方を募集します。

※現在、御杖村地域おこし協力隊5名の内、4名の隊員が農業後継者となるべく、活動しています。

② 活動内容

地元農家のもとで、御杖村の特産品である「ほうれん草」などの施設軟弱野菜の栽培を学び、新規就農を目指していただきます。

農業未経験の方でも大歓迎。地域おこし協力隊としての活動終了後は、地域に溶け込みながら就農・定住し、農業の後継者となっていただきます。

【主な活動内容】

- ・ 農業研修による技術の習得
- ・ 農業の担い手となるための活動
- ・ 農産物の販売促進活動
- ・ その他、農業の振興に関する活動全般

※別添「新規就農フローチャート」参照



(2) 林業部門 1名

① 募集背景

御杖村では総面積の88%を占める豊富な森林資源を活かした林業が基幹産業となっていました。近年の人口流失や高齢化に伴い、担い手不足が深刻な問題となっています。そこで、御杖村に長年受け継がれてきた基幹産業を支え、豊かな自然を守り受け継ぐため、林業に従事していただける方を募集します。

② 活動内容

森林組合等の事業所のもと、木材資源の有効活用を図りながら、地域資源の活性化や環境保全・景観美化につなげていく、森林・林業再生の担い手を目指していただきます。

【主な活動内容】

- ・森林組合等における林業従事（測量、作業道造成、下刈り、除間伐、測量等の技術習得）、書類作成等の事務作業
- ・フォークリフト、チェーンソー等の林業機械の取り扱い技術習得
- ・山林や木材を活用した産業振興につながる活動
- ・木質バイオマス等、新たな木材利用方法の開発
- ・その他、林業の振興に関する活動全般



◇ 募集対象

以下の全ての要件を満たす方が募集対象となります。

- (1) 概ね20歳以上40歳以下の方（平成30年12月1日現在）で、性別、学歴は問いません。
- (2) 都市地域等（過疎地域外）に居住しており、委嘱後に御杖村へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方。
- (3) 心身共に健康で、前向きに挑戦する意志があり、基本的に3年間は継続して活動ができる方。
- (4) 地域の活性化や、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組む意欲のある方。
- (5) 地域おこし協力隊としての活動終了後は、御杖村へ定住する意志のある方。
- (6) 普通自動車免許を有し、実際に運転ができる方。（林業部門はAT限定不可）
- (7) 一般的なパソコンの操作ができる方。（ワード、エクセル等での事務処理）
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方。

◇ 雇用形態・期間

(1) 雇用形態

御杖村の非常勤特別職 ※雇用関係あり、副業可。

(2) 活動期間

委嘱の日から平成31年3月31日までとし、活動内容や実績により以後1年間ずつ委嘱期間を更新することができます。（最長平成33年3月まで）

(3) 活動時間

週5日以内の活動で、1日あたり7時間45分を基本としますが、活動内容に応じて活動時間の変動や、土曜・日曜・祝日の活動があります。

◇ 報酬等

(1) 報酬 月額 165,000円

(2) 通勤手当 月額 4,200円

※時間外勤務手当及び退職手当、その他の賞与はありません。

◇ 待遇・福利厚生

(1) 社会保険

御杖村で健康保険、厚生年金、雇用保険（労災補償あり）に加入します。ただし、自己負担分があります。

(2) 年次有給休暇

① 年次休暇 10日

② 忌引休暇 5日上限

- ③ 夏期休暇 3日
- ④ 病気休暇 10日

(3) 住居

御杖村が借り上げた空き家等を提供し、家賃は御杖村が負担します。

(4) 活動経費

- ① 御杖村地域おこし協力隊としての活動に必要な経費は、予算の範囲内で御杖村が負担または支給します。ただし、転居にかかる費用、家財道具、光熱水費、その他日用品や生活費等は自己負担となります。
- ② 地域おこし協力隊としての活動を支援する補助制度や、地域資源を活用した商品の開発、又は起業に対する補助制度を活用することができます。

◇ 応募手続き

指定の応募用紙と自己PRに必要事項を漏れなく記入し、必要書類と併せて御杖村役場へ提出してください。記入は手書き、ワープロ書きのどちらでも構いません。

(1) 応募受付期間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）まで。

（締切日：2月28日 17時 必着）

(2) 提出書類（御杖村のホームページからダウンロードしてください）

- ① 御杖村地域おこし協力隊 応募用紙
必要事項を漏れなく記入し、提出してください。
- ② 御杖村地域おこし協力隊 自己PR文
「御杖村での地域おこし活動」をテーマに、応募する活動内容で取り組みたい事や、将来の目標など、具体的にまとめてください。自己PR文は文章のほか、図表や写真を使用しても構いません。また、別に資料を添付していただいても差し支えありません。
- ③ 住民票抄本 1通
- ④ 運転免許証の写し 1通

(3) 提出方法

応募書類は下記の場所まで郵送もしくは持参により提出してください。郵送する場合は簡易書留等、確実な方法で提出するようにしてください。

(4) 提出場所

御杖村役場 むらづくり振興課 地域おこし協力隊担当

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村菅野368番地

※直接提出の受付時間は、土曜、日曜、祝祭日及び年末年始を除く、8時30分から17時15分まで。

◇ 選考方法

(1) 第1次選考【書類選考】

応募用紙及び自己PR文を審査し、選考結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考【面接選考】

第1次選考合格者を対象に、御杖村役場で面接審査を実施します。詳細は、第1次選考結果通知の際にお知らせします。なお、選考結果は、第2次選考終了後に文書で通知します。

(3) 委嘱から活動開始まで

採用決定後は、活動内容の調整や雇用手続き等の事務調整を行います。活動開始は、平成30年4月2日(月)を予定しています。

※都合により、活動開始が4月3日以降になる場合は、相談のうえ、活動開始日を決定します。

(5) その他

応募にかかる交通費などの費用は個人負担とします。

提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出された個人情報については、本応募に係る手続きのみに使用し、その他の用途には使用しません。

◇ 募集説明・見学について

希望者と担当職員の都合が合えば、随時募集内容の説明や見学案内の対応を検討します。御杖村や地域おこし協力隊としての活動について質問があれば、お気軽にお問い合わせください。

◇ 問い合わせ先

御杖村役場 むらづくり振興課 地域おこし協力隊担当：盛岡(もりおか)

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村菅野368番地

TEL：0745-95-2001(内線132) FAX：0745-95-6800

e-mail：kankou@vill.mitsue.lg.jp